

介護保険サービスをご利用の皆さんへ

介護保険の利用料を軽減する認定証の有効期限が、六月三十日(土)までとなっております。

認定証をお持ちの方には、五月下旬に更新のご案内と申請書類を送付しますので、忘れずに更新の手続きをしてください。

また、認定の可否は、本人と世帯の所得の状況によって決定しますので、必要に応じて課税証明書などを用意していただくことがあります。

認定の種類および対象者の要件

利用者負担限度額の認定
施設サービスやショートステイなどを利用すると、介護費用のほかに食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。

別表1 利用者負担段階と対象者

負担段階	対象者要件
第1段階	生活保護受給者または区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え区民税非課税の方

別表2 施設別、負担段階別の利用者負担限度額

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	320	420	820
	多床室	0	320	320
食費		300	390	650

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	490	490	1,310
	多床室	0	320	320
食費		300	390	650

別表3 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額の対象者

対象者要件
世帯の主たる生計中心者の平成23年分の所得税が非課税かつ本人の所得が446,400円以下

別表4 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額後の利用者負担

サービスの種類	利用者負担
訪問介護	利用料の3%
訪問看護	週1回分の利用料のおおむね3% (夜間加算など一部減額の対象とならないものがあります)
訪問入浴介護	週1回分の利用料の3%

※問合せ先
介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

受け付けています。ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談の上申請してください。
生活援助サービスなどの利用(更新)認定
一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添い介助を介護保険とほぼ同様の費用負担で使える区の独自サービスです。
現在、認定を受けている方には、五月中旬に更新のご案内と申請書類を送付しましたので、忘れずにケアマネジャーに更新手続きを依頼してください。
◎詳しくはお問合せください。
※問合せ先
介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

認定の種類および対象者の要件
利用者負担限度額の認定
施設サービスやショートステイなどを利用すると、介護費用のほかに食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。

通常は一割負担の利用料が認定を受けることで、訪問介護は3%、訪問看護および訪問入浴介護は週一回分がおおむね3%の自己負担で利用できます(ただし、訪問看護は、夜間加算など一部減額の対象とならないものがあります)。内容については別表3・4を参照してください。
なお、現在認定証をお持ちでない方で、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護を利用中または利用を予定されている場合は、別表3の要件を満たす場合は、随時受け付けていますので、申請してください。

介護保険サービスの量を補う区の独自サービスの種類および対象者の要件

介護保険サービスを限度額まで利用しても日常生活に支障がある方に対して、区の独自施策として利用できるサービスがあります。申請は随時

現在、認定を受けている方には、五月中旬に更新のご案内と申請書類を送付しましたので、忘れずにケアマネジャーに更新手続きを依頼してください。

現在、認定を受けている方には、五月中旬に更新のご案内と申請書類を送付しましたので、忘れずにケアマネジャーに更新手続きを依頼してください。

区長への手紙から

「区長への手紙」は、平成二十三年度七百五十一件寄せられ、前年度比六十件、七・四%の減となりました(別表5のとおり)。
そのうちEメールによるお便りが五百三十一件(前年度比十八件減)で全体の七〇・七%を占め、次いで広聴はがきが百五十七件(前年度比三十三件減)で二〇・九%を占めています。

平成二十三年度の傾向
平成二十三年度は、東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故に伴う事柄に多くの意見が寄せられました。所管別に見ますと、環境土木部では、公園の放射線量や節電に伴う街路灯へ多くの意見が寄せられました。このほかにも歩行喫煙やコミュニティバスなどについてもあり、年間二百十件、前年度比三十三件、十三・六%減となっております。

次いで、教育委員会には、原子力発電所の事故に関連する意見が多く、福祉保健部にも同様のご意見が寄せられました。内容として、校庭の放射線量の測定と対応、給食食材の放射性物質確認と安全な食材の使用についてなど、お子さんがいる家庭からの多くの意見・要望がありました。また、保健所に対するものでは、放射線量の測定や測定器の貸出に意見が集まりました。

なお、内容によっては回答に時間がかかる場合もありますのでご了承ください。
また、お寄せいただいた内容を具体的に伺う場合は、先の記事をお願いします。
区の事業以外のものは個人情報保護の観点から本人の了解を得て、都や警察署などの担当機関に対応依頼します。
※意見などの送付(問合せ)先
中央区築地1-1-1
広報課広聴係
☎(3546)5222
FAX(3546)2095

別表5 「区長への手紙」等受付件数

所管部	22年度	23年度	23年度の内容例(主なもの)
企画部	28	24	広報に関すること(ホームページ、発信方法、広報紙配布方法)、築地市場について
総務部	25	22	庁舎管理、職員の接遇、ご当地ナンバーなど
防災危機管理室	37	35	防災に関すること(避難所、訓練、防災マップ)、防災無線、災害支援、緊急告知ラジオ
区民部	114	79	東京湾大華火祭、区民施設(節電関係含む)、窓口対応、ハッピー買物券
福祉保健部	61	83	保育園(放射能関係・園児食、園庭遊び)、学童クラブ、生活福祉、きらら中央、窓口対応
高齢者施策推進室	21	26	高齢者施設、敬老館、介護・高齢者施策
中央区保健所	46	90	放射線量の測定(貸出機含む)、各種ワクチン助成など、ペットのマナー、禁煙・受動喫煙
環境土木部	旧環境部	86	喫煙(歩行喫煙、灰皿付近溜まり)、資源ごみ回収、コミュニティバス、自転車(放置、走行マナー) 公園(砂場などの放射線測定および除染)、街路灯(節電に伴う点・消灯)、道路
	旧土木部	157	
都市整備部	27	21	相隣問題、区立・区営住宅(家賃、節電に伴う消灯)、建築関係業者への指導、汚染セメント
教育委員会	135	121	給食食材の放射線関係、校庭の放射線量の測定と除染、図書館、柏学園、校外学習
議会局など	5	6	議会運営
東京都	34	21	街路灯(節電に伴う消灯)、隅田川テラス、道路(都道)、街路樹、自転車対策
警察署	24	11	自転車の走行マナー、駐車違反、交差点・横断歩道・信号、タクシー運転者のマナー違反
その他	11	2	国道(放置自転車)、地下鉄駅ホーム増設
合計	811	751	